

改正案	現行
<p>（通則）</p> <p>第一条 東京都環境科学研究所における自動車の排出ガス等に関する試験に係る手数料については、この条例の定めるところによる。</p> <p>（手数料）</p> <p>第二条 <u>試験</u>を依頼しようとする者は、次の範囲内において東京都規則で定める手数料を納付しなければならない。</p> <p>一 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第十四条の規定による国土交通大臣の命令で定める基準に基づく排出ガス試験</p> <p>一件 七十万三千円</p> <p>二 自動車の排出ガスを低減する装置等の性能に関する試験</p>	<p>（通則）</p> <p>第一条 東京都環境科学研究所における自動車の排出ガス等に関する試験及び試験結果についての証明書の交付（以下「試験等」という。）に係る手数料については、この条例の定めるところによる。</p> <p>（手数料）</p> <p>第二条 <u>試験等</u>を依頼しようとする者は、次の範囲内において東京都規則で定める手数料を納付しなければならない。</p> <p>一 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第十四条の規定による国土交通大臣の命令で定める基準に基づく排出ガス試験</p> <p>一件 四十三万円</p> <p>二 自動車の排出ガスを低減する装置等の性能に関する試験</p>

ア	基礎部分	一件	三十二万四千円
イ	計測部分	一件	三十三万六千円
ウ	負荷設定部分	一件	六万四千円

(納付時期)

第三条 前条の手数料は、東京都規則で定めるところにより前納しなければならぬ。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

第四条から第六条まで (現行のとおり)

ア	基礎部分	一件	三十二万四千円
イ	計測部分	一件	二十四万円
ウ	負荷設定部分	一件	六万四千円
三	第一号の試験に係る試験結果証明書の交付		

一通 三千円

(納付時期)

第三条 前条第一号及び第三号の手料は、試験等の依頼の際、納付しなければならぬ。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 前条第二号の手料は、試験方法が確定した後、知事が指定する期日までに納付しなければならぬ。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

第四条から第六条まで (略)